

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人ライフの学校（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この規程において役員等とは、法人の評議員、監事及び理事をいう。

(報酬)

第3条

- 1 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案、評価し、別表1「役員等報酬表」に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与、交通費の支給は行わない。
- 2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、前項に該当しない評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席したとき、その他法人業務を行うものに対し、源泉徴収額を差し引いた別表2に定める額を支給する。
この場合交通費は支給しない。
- 3 報酬額は、定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 4 理事において、事業所職員の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。
ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。
 - ① 理事長 個人補償の有無、職務内容や責任を総合的に勘定、評価し、別表3に定める額の範囲内で評議員会にて決定する。
 - ② 常務理事 月額 70,000円
 - ③ 理事 月額 40,000円
- 5 役員等の報酬は別表3に定める額の範囲内で支給する。

(報酬の支払方法)

第4条

報酬の支払いは、次のとおりとする。

- 1 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、同月25日（当日が土、日曜日又は祝日の場合はその前日）に源泉所得税額を控除した額を金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 2 第3条2項の役員等については、その都度現金か口座振込にて支払う。

(費用弁償)

第5条

役員が法人業務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(公表)

第6条

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、2007年3月10日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2010年11月9日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2012年3月22日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2014年12月23日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2016年2月12日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2017年6月14日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2018年6月20日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2020年12月14日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2022年6月28日から施行する。

この規程は、内容を一部改訂し、2023年6月23日から施行する。

別表 1 「役員等報酬表」

号俸	支給基準額（月額）
1号俸	100,000円
2号俸	150,000円
3号俸	200,000円
4号俸	250,000円
5号俸	300,000円
6号俸	350,000円
7号俸	400,000円
8号俸	450,000円
9号俸	500,000円
10号俸	550,000円
11号俸	600,000円
12号俸	650,000円
13号俸	700,000円
14号俸	750,000円
15号俸	800,000円
16号俸	850,000円
17号俸	900,000円

別表 2

(1) 評議員

適用	日額（※いずれも源泉徴収額を差引いた額）
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

適用	日額（※いずれも源泉徴収額を差引いた額）
理事会への出席	10,000円
監事監査への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 理事

適用	日額（※いずれも源泉徴収額を差引いた額）
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

適用	日額（※いずれも源泉徴収額を差引いた額）
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表 2 の上記報酬については、所得税等法令に定められた額を控除した額である。

別表 3

(1) 評議員

適用	年額
全評議員合計の額	700,000円

(2) 監事

適用	年額
全監事合計の額	700,000円

(3) 理事

適用	年額
第3条1項に定める理事	1人につき 10,800,000円
第3条2項に定める理事	1人につき 350,000円
第3条4項に定める理事	1人につき 12,000,000円

(4) 評議員選任・解任委員

適用	年額
第3条2項に定める評議員選任・解任委員	1人につき 350,000円

別表3の上記報酬については、所得税等法令に定められた額を控除した額である。